

定款変更理由書

- (1) 変更理由 介護福祉士の社会的評価を獲得し、かつ、職能団体としての存在価値を高めるため、日本介護福祉士会と福岡県介護福祉士会が連携団体として取組を進めていくためのパートナーシップ協定締結にともない、両会の同時退会を実施するため、会員の資格喪失に係る会費滞納期間について変更するものである。
- (2) 変更箇所 第9条 (5)「3年以上滞納したとき」を「1年以上滞納したとき」に変更する。
- (3) 施行日 令和5年6月18日

現行定款	変更案
(会員の資格喪失) 第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき (4) 本会が解散したとき (5) 3年以上会費を滞納したとき (6) 除名されたとき (7) 総会員が同意したとき	(会員の資格喪失) 第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき (4) 本会が解散したとき (5) <u>1年以上会費を滞納したとき</u> (6) 除名されたとき (7) 総会員が同意したとき